

# 稲城市生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金交付要綱

平成2年3月20日

市長 決 裁

改正 平成3年4月1日

平成8年4月1日

平成13年4月1日

平成21年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

平成30年11月16日

令和3年4月1日

令和6年4月1日

令和7年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、生垣の造成及びブロック塀等の撤去等に必要な経費の一部を補助することにより、接道部の緑化及びブロック塀等の倒壊による災害の発生の防止を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「生垣」とは、樹高がおおむね均一な樹木に丸太、竹等の補助材料を用いて、相互に葉が触れ合う程度に列植したものをいう。

2 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、石塀、万年塀及びその他これらに類する構造の塀であり、土留め擁壁以外のものをいう。

## (補助の対象)

第3条 この要綱による補助の対象は、生垣の造成、ブロック塀等の撤去及びブロック塀等の撤去に伴うフェンス等の新設（以下「生垣の造成等」という。）とする。

2 前項の生垣は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 稲城市の区域内において新たに設置する生垣であること(既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造するものを含む。)
  - (2) 生垣の造成に用いる樹木の高さが、おおむね80センチメートル以上であること。
  - (3) 生垣の総延長が、3メートル以上であること。
  - (4) 稲城市地域防災計画で定める避難路又は公共用地に面する生垣であること。
- 3 前項の規定にかかわらず、ネットフェンス等を併設する生垣については、同項各号に掲げる要件に加え、併せて次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助の対象とするものとする。
- (1) 樹木が道路に面して植栽され、かつ、ネットフェンス等の高さを超える高さを有すること。
  - (2) ネットフェンス等が透視性の高い構造を有し、かつ、その高さが樹木の高さを下回っていること。
- 4 第1項のブロック塀等は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 稲城市の区域内において、撤去するブロック塀等であること。
  - (2) ブロック塀等の高さが1.2メートルを超えるものであること。
  - (3) ブロック塀等の総延長が、3メートル以上であること。
  - (4) 稲城市地域防災計画で定める避難路又は公共用地に面したブロック塀等であること。
  - (5) 地震発生時等に倒壊し、通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれのあるブロック塀等であること。
- 5 第1項のブロック塀等の撤去に伴うフェンス等の新設は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 建築基準法その他の法令に適合する方法により設置するフェンス等であること。
  - (2) 撤去したブロック塀等の範囲内で設置するフェンス等であること。
- (補助の適用除外)
- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する生垣の造成等については、補助の対象としないものとする。
- (1) 国、地方公共団体又は公社若しくは公団が行うもの
  - (2) 不動産業者又は開発事業者が業として行うもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合算額とする。ただし、総延長はメートルで表示し、小数第2位以下を切り捨てるものとする。

(1) 生垣を新たに造成したときは、当該生垣の総延長につき、1メートル当たり8,000円を乗じて得た額（当該額が24万円を超えるときは、24万円）

(2) ブロック塀を撤去したときは、当該撤去した部分の総延長につき、1メートル当たり5,000円を乗じて得た額（当該額が15万円を超えるときは、15万円）

(3) ブロック塀等の撤去に伴いフェンス等を新設したときは、当該新設した部分の総延長につき、1メートル当たり8,000円を乗じて得た額（当該額が24万円を超えるときは、24万円）

2 前項各号の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要するものとし、消費税相当額を含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 生垣の造成等の工事を行った場所の案内図

(2) 当該工事の見積書の写し

(3) 当該工事前の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに書類審査及び現地確認を行った上でその諾否を決定しなければならない。この場合において、補助金を交付することを決定したときは、当該申請を行った者に対し、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかにその旨を通知するものとする。

(生垣の造成等の変更又は中止)

第8条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る内容を変更し、又は中止しようとするときは、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金変更等承認申

請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金更等承認通知書（様式第4号）により、その旨を補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生垣の造成等が完了したときは、速やかに生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金実績報告書（様式第5号）にその経費の支出を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、現地調査等により当該報告に係る生垣の造成等が前条に規定する交付決定の内容と相違ないことを検査しなければならない。この場合において、当該検査に合格したときは、当該報告に係る補助金の交付額を確定し、申請者に対し、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金額確定通知書（様式第6号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 第9条の規定により補助金の交付額確定の通知を受けた者は、生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに前条第2項の通知により決定した額の補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を、生垣の造成等以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けて造成した生垣又は新設したフェンス等が、適正に管理されないとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市建設部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 市長は、平成33年4月1日までに、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

(検討)

第2条 市長は、平成33年11月16日までに、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 市長は、令和6年3月31日までに、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。